

資料3 指定(特定届出)自動車教習所が所有する教習用自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

道路交通法の規定により沖縄県公安委員会が指定した<指定自動車教習所>及び<特定届出自動車教習所>が所有し、車検証の車体の形状が「教習車」で、専ら教習の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税減免申請書(その3)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること。 車体の形状が【教習車】となっていること。 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
道路交通法の規定により交付された指定書の写し	公安委員会発行のもの
備付け自動車一覧表の写し	県公安委員会に提出したもの

3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得	申告書を提出した日(登録の日)から30日以内	自動車税
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限る)		
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※減免承認されると当初申請した内容から変更がない限り、毎年自動で自動車税の減免が継続されます(変更があった場合は再申請が必要です)。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町1 1 6 - 3 7 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098 - 867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川5 0 0 - 1 0 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1 - 6 - 34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1 - 1 3 - 1 1 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1 1 2 5番地(沖縄 県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重 山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索